



平成 25 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 村田 恒夫
(コード：6981、東証・大証 第一部)
問合せ先 広報部長 野村 佳弘
(TEL. 075-955-6786)

会 社 名 東光株式会社
代表者名 代表取締役社長 川津原 茂
(コード：6801、東証第一部)
問合せ先 執行役員 田口 康則
(TEL. 049-285-2511)

株式会社村田製作所および東光株式会社の資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ

株式会社村田製作所（以下「村田製作所」といいます。）および東光株式会社（以下「東光」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、資本業務提携の強化に関する合意書（以下「本資本業務提携合意書」といいます。）を締結いたしました。今後、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、村田製作所による東光の議決権の過半数の取得を目指してまいります。なお、村田製作所と東光は、本公開買付けの成立後においても、東光の普通株式（以下「東光株式」といいます。）の上場を維持する方針を村田製作所および東光（以下、併せて「両社」といいます。）の共通認識としております。

本公開買付けにつきましては、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続および対応を終えること等の条件が充足された場合、速やかに実施いたします。なお、国内外の競争法当局における手続等には一定の時間がかかることが予想されますので、四半期毎程度の進捗状況のお知らせを予定しております。次回につきましては、平成 25 年 5 月上旬にお知らせする予定です。

記

1. 資本業務提携の理由

村田製作所は、村田昭により昭和 19 年 京都市中京区にて創業され、昭和 25 年に株式会社に改組し、現在、村田製作所ならびに連結子会社 77 社および持分法適用関連会社 5 社で構成されています。村田製作所は、「Innovator in Electronics®」をスローガンとして掲げ、時代とともに要求も高度化していくエレクトロニクス業界において、独創的な製品を開発・製造・販売することで、高度情報化社会の発展に貢献してまいりました。

現在、村田製作所は急成長するスマートフォン、タブレット市場等を中核市場と位置づけ、材料技術やモジュール技術、生産技術をベースに積層セラミックコンデンサや無線モジュールといった高機能・高付加価値の部品を開発、生産し、グローバルに販売しています。また、新興国市場での生産・販売や、自動車向けや環境・エネルギー向け、ヘルスケア向けといった新規市場にも展開し、需要が急拡大する地域や、より参入障壁が高い事業領域においても確固たる地歩を築きつつあります。

製品ラインアップにおいては、世界の最先端市場で要求される技術力や納入実績を持つ企業と手を組んで隣接領域のコア技術を取り込む、いわゆる「にじみだし」戦略を採用し、小型化・省電力化・高速化に代表される顧客のあくなき技術革新要求に新たなソリューションを提供することで、需要を創造し続けています。

一方、東光は、昭和 30 年に株式会社東光ラジオコイル研究所として設立され、真空管式ポータブルラジオ用コイル、世界初のトランジスタラジオ用 I F T の開發生産を開始しました。後の昭和 39 年に東光株式会社に社名変更を行い、現在、東光ならびに連結子会社 21 社および持分法適用関連会社 1 社で構成されています。東光は、同じくエレクトロニクス業界において、中核技術として持つ磁性体材料および巻き線テクノロジーを駆使した革新的なコイルを創出し続け、社会の発展に貢献しています。東光の製品はテレビ、ゲーム等の A V 機器、携帯電話、スマートフォン等の通信機器、パソコン等の情報機器、およびカーオーディオ等の車載機器に幅広く採用されており、最近においては、他社に先駆け独創的なコイルの開発、量産化に成功し、そのコイルを採用したスマートフォン等のポータブルデバイスにおいて、小型化・省エネルギー化・軽薄化を実現し、世界の主要顧客から高い評価を受けています。また、自動車向け等の新たな製品開発や用途開拓も進めています。

このような状況下、両社はお互いの強みを相互に活用することで社会の発展に貢献し、ひいては両社の企業価値向上に資するべく、両社間で平成 24 年 3 月 22 日付で「資本・業務提携に関する合意書」（以下「既存資本業務提携合意書」といいます。）を締結し、業務提携を開始しました。また同年 4 月 9 日、村田製作所は当該合意書に基づき、東光から第三者割当により発行する新株および転換社債型新株予約権付社債を引き受けました。

その後両社は、①相互協力によるパワーインダクタの拡販、②次世代パワーインダクタの共同開発・販売、③顧客ニーズの深耕と新たな製品の開発・生産・販売等について協議を重ねてまいりましたが、経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の有する経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として、協力していくことが必要であるとの判断に至ったことから、両社は本日付で本資本業務提携合意書を締結し、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続および対応等を終えること等を条件として本公開買付けを実施することを予定しております。

今回の資本業務提携により、両社では以下のような事業シナジーの追求が可能になります。

- 東光に期待されるシナジー
 - ① 村田製作所の販売網を活用し、東光商材をグローバルに拡販する。世界のリードカスタマーに対し、東光商材のマーケティング・企画・開発を行う
 - ② 村田製作所が保有する、電子部品に関わる様々なコア技術・知見や、経営管理ノウハウを東光の製品開発・製造・品質管理・採算管理等に活用し、高機能化・高付加価値化をはかる
 - ③ 村田製作所の生産設備の内製ノウハウを東光に供与し、生産性の向上、コスト競争力の強化をはかる
- 村田製作所に期待されるシナジー
 - ① 市場で高いシェアを誇る東光の最先端のメタルアロイ製品を武器に、両社にとっての新規顧客を開拓し、売上拡大をはかる
 - ② 東光の持つ、高度な巻き線および磁性材料技術を応用し、高機能で付加価値の高い電子部品を創出する
 - ③ 東光の持つ、海外ローカル人材による生産オペレーションのノウハウを共有し、生産の効率化を図る

これらの施策を効果的に実行するためには、相互にその事業の根幹となる、資産や経営資源、コアとなるノウハウの開示提供を行うことが必要なところ、現状の資本関係のままではどうしても一定の制約が生じるため、より強固な資本関係のもと同一のグループとなり、協力していくことが必要であります。

以上の検討協議を経て、より強固な関係を築くためには東光が村田製作所のグループ会社となることが望ましいとの判断に至り、両社の事業上の提携を一層強化することで、両社の企業価値を向上させることを目的として、本日付で本資本業務提携合意書を締結いたしました。

2. 資本業務提携の内容等

(1) 資本業務提携の内容

① 本公開買付けの実施

上記「1. 資本業務提携の理由」記載のとおり、村田製作所は、東光との間で平成24年3月22日付既存資本業務提携合意書を締結し、東光との間で業務提携を開始し、同年4月9日、既存資本業務提携合意書に基づき東光から第三者割当により発行する新株および転換社債型新株予約権付社債を引き受け、本日現在、東光株式10,582,000株（平成24年12月31日現在の発行済株式総数108,122,646株から同日現在東光が所有する自己株式数1,357,165株を除いた株式数106,765,481株に占める割合（以下、自己株式を控除して算出される株式の所有割合を「所有割合」といいます。）にして9.91%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じ。）。なお、村田製作所が保有する東光の転換社債型新株予約権付社債のすべて（東光株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（引受総数30個、当該引受による潜在株式数7,575,757株））を転換（以下、「本転換」といいます。）した後の所有割合にして15.88%）を所有しております。両社は、その後、村田製作所が東光を連結子会社化することにより両社の事業上の提携を一層強化することで、両社の企業価値を向上させることを目的として、本日開催の両社の取締役会決議に基づき、本資本業務提携合意書を締結いたしました。今後、村田製作所は、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続および対応等を終えること等の条件が充足された場合に、本公開買付けを実施する予定です。本公開買付けを実施する場合、本公開買付けにおける買付け等の予定価格（以下「本公開買付予定価格」といいます。）は、東光株式1株あたり300円とすることを予定しております。

なお、村田製作所は、本公開買付予定価格の決定にあたり、両社から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、東光の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて東光の株式価値の算定を行い、村田製作所は野村證券から平成25年2月12日に東光の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、村田製作所は野村證券から、本公開買付予定価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された東光株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 207円～227円
類似会社比較法	: 173円～187円
DCF法	: 254円～337円

市場株価平均法では、平成25年2月8日を算定基準日として、東光株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における基準日終値222円、直近1週間の終値単純平均値227円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヵ月間の終値単純平均値223円、直近3ヵ月間の終値単純平均値212円および直近6ヵ月間の終値単純平均値207円を基に、東光株式の1株当たりの価値の範囲は、207円から227円までと分析しております。

類似会社比較法では、東光と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、東光の株式価値を算定し、東光株式の1株当たりの価値の範囲は、173円から187円までと分析しております。

DCF法では、東光の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、東光が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて東光の企業価値や株式価値を分析し、東光株式の1株当たりの価値の範囲は、254円から337円までと分析しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

村田製作所は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、村田製作所において実施した東光に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、東光の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、東光株式の市場株価の動向および本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付け予定価格を1株当たり300円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け予定価格である1株当たり300円は、本資本業務提携合意書の締結日の前営業日である平成25年2月12日の東光株式の東京証券取引所市場第一部における終値219円に対して36.99%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本文において同じ。）、平成25年2月12日までの直近1週間の終値単純平均値225円に対して33.33%、平成25年2月12日までの直近1ヵ月の終値単純平均値223円に対して34.53%、平成25年2月12日までの直近3ヵ月の終値単純平均値213円に対して40.85%および平成25年2月12日までの直近6ヵ月の終値単純平均値207円に対して44.93%のプレミアムを加えた金額となります。

本日現在、東光株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、村田製作所は、本公開買付け成立後も引き続き東光株式の上場を維持しながら資本提携関係をできる限り強化する方針であることから、買付け予定数の上限を57,993,508株（本転換後所有割合にして50.72%。なお、本公開買付けにより当該57,993,508株の買付け等を行った後に村田製作所が所有することとなる本転換後の東光株式（76,151,265株）の本転換後所有割合にして66.60%）としており、応募株券等の総数が買付け予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けは行わず、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第27条の13第5項および発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付け予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付け予定数の上限以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

他方、東光は、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定である旨、および、本公開買付けが実施された場合には東光の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する予定としたい旨を東光の取締役全5名の全員一致により決議しております。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、東光の取締役会が、本公開買付けが実施された場合に、本公開買付けに賛同するとともに東光の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定であることについて、異議を申し述べておりません。

ただし、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本公開買付けの開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上本公開買付けに関する意見表明を行うことをあわせて決議しております。

なお、東光は、村田製作所が提示した本公開買付け予定価格に対する意思決定の過程における公正性を担保すべく、そのための措置の一つとして、村田製作所および東光の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、東光の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券より、算定書を平成25年2月12日に取得しました（なお、東光は、みずほ証券から本公開買付け予定価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

みずほ証券は、東光が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、東光株式価値につき分析されています。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて東光の普通株式の株式価値の算定を行いました。算定書における各手法による東光の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価基準法では、平成25年2月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における東光の普通株式の基準日株価219円、過去1ヵ月間の終値平均株価223円、過去3ヵ月間の終値平均株価213円および過去6ヵ月間の終値平均株価207円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を207円から223円と算定しています。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を123円から152円と分析しております。

DCF法では、東光の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、東光が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を211円から310円までと算定しています。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

また、東光は、平成18年6月29日開催の第65期定時株主総会において「大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）を導入し、平成22年6月29日開催の第69期定時株主総会においてこれを更新しましたが、本公開買付けに関しては、本日開催の東光の取締役会においてこれに同意し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しております。

今回の資本業務提携が各国競争当局により認可されれば、本公開買付けを経て東光は村田製作所の上場連結子会社となる予定ですが、本公開買付け成立後も東光は自由闊達な企業風土を維持し、電源事業、車載事業、高周波事業で掲げられた事業戦略を引き続き推進するとともに、村田製作所との連携を更に深め、事業シナジーの創出と両社の企業価値向上に向け、協業を推進する予定です。

② 村田製作所が本公開買付けにより買い付ける東光株式の数等

本公開買付け前の所有株式数 (潜在株券等の株式数を含む) (注2)	18,157,757株 (本転換後発行済株式総数(自己株式控除後) (注1) に対する割合 15.88%)
買付予定株式数	57,993,508株 (本転換後発行済株式総数(自己株式控除後) (注1) に対する割合 50.72%)
本公開買付け後の所有予定株式数 (潜在株券等の株式数を含む)	76,151,265株 (本転換後発行済株式総数(自己株式控除後) (注1) に対する割合 66.60%)
買付予定価格	300円/株

(注1) 「本転換後発行済株式総数(自己株式控除後)に対する割合」の計算においては、東光の発行済株式総数108,122,646株から平成24年12月31日現在同社が保有する自己株式数1,357,165株を除いた株式数106,765,481株に潜在株券等の普通株式転換後株式数7,575,757株を加算した株式数を分母として計算しております。(ただし、少数点以下第三位を四捨五入しております)

(注2) 「潜在株券等の株式数」は、平成24年3月22日付け東光株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項に基づき株式に換算した株式数7,575,757株をいいます。

(2) 本資本業務提携合意書の内容

両社は、本日付で本資本業務提携合意書を締結しています。本資本業務提携合意書の概要は以下のとおりです。

(a) 本資本業務提携合意書の目的と概要

両社は、既存資本業務提携合意書に基づく資本業務提携関係をより一層強化することにより、両社の企業価値を最大化させることを究極の目的として、本資本業務提携合意書を締結する。両社は、資本提携強化を目的として、東光の発行する株券等に対して本公開買付けを行うことによ

り東光の議決権の過半数の取得を目指すものとする。本公開買付けが成立した場合には、既存資本業務提携合意書において合意した業務提携の内容を、本資本業務提携合意書に基づいてさらに強化する。既存資本業務提携合意書は本公開買付けの決済日（以下「本決済日」という。）をもって効力を失うものとする。

(b) 本業務提携強化の内容

両社は、本公開買付けの成立を条件として、既存の業務提携を下記の内容に強化する。詳細については、両社間で誠実に協議の上、別途取り決めを行う。

①既存資本業務提携合意書において合意された下記の項目の具体化

- ・村田製作所と東光の相互協力によるパワーインダクタ販売拡大
- ・次世代パワーインダクタの共同開発と販売
- ・共同で新たな顧客ニーズを発掘し、その要求を満たすインダクタ関連製品を両社が連携して開発・生産・販売していくこと。

②相互の販売チャンネルの有効活用

③相互の事業運営の融合による事業の効率化

④相互の保有する技術およびノウハウの共有とこれによる共同開発の推進

(c) 東光の賛同等

①東光は、本公開買付けの開始が決定された場合、本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨する旨を決議の上、当該賛同意見を公表する（同日付での適時開示による公表のほか、意見表明報告書の提出を含む。）ものとし、これを撤回または変更しない。ただし、東光の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高いと認められる場合にはこの限りではない。

②東光は、本公開買付けを東光の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）における大規模買付行為から除外するものとし、その旨の取締役会決議を行う。

(d) 本公開買付けの実施、東光の義務等

①村田製作所は、(i)中華人民共和国を含む国内外の競争法に基づき必要な手続および対応を完了すること、(ii)東光の表明および保証が重要な点において真実かつ正確であること、(iii)東光の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反が存在しないこと、(iv)本公開買付けまたは本資本業務提携の実行に重大な悪影響を及ぼす事由（重大な訴訟、行政機関または税務当局による処分等、地震等の天変地異を含むがこれらに限られない。）が起きていないこと等の諸条件が充足された場合、本公開買付けを実施する。

②東光は、本決済日までの間、村田製作所以外の第三者からの大規模買付行為に対して賛同せず、村田製作所以外の第三者との間で本資本業務提携またはこれに類似する取引についての勧誘、協議、交渉、合意等を行わない。ただし、当該行為を行わないことが東光の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高いと認められる場合にはこの限りではない。

③東光は、本決済日までの間、一定の行為（新株発行等東光株式の所有割合を希薄化させる虞のある行為、合併等の組織再編、子会社等の買収又は売却、剰余金の配当、倒産手続の申立、東光の主要製品に係る知的財産権等の処分、その他本公開買付けまたは本資本業務提携の実施に重大な影響を与える可能性のある行為）については、事前に村田製作所の承諾を得るものとする。ただし、上記行為を行わないことが、東光の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合にはこの限りではない。

④村田製作所が本公開買付けにより東光の議決権の過半数を取得できなかった場合、村田製作所が希望する場合には、両社は、村田製作所が東光の議決権の過半数を取得するための方策について誠実に協議し、議決権の過半数の取得または追加取得に向けて商業上合理的な範囲の協力を行う。また、村田製作所が本公開買付けにより東光の議決権の過半数を取得できなかった場合、東光が希望する場合には、両社は、東光の経営体制を含む本資本業務提携の内容を、村田製作所の東光株式の保有割合に応じたものとすべく、誠実に協議するものとする。

(e) 本公開買付け後の経営体制

①東光は、本公開買付け成立後最初に開催される定時株主総会または臨時株主総会において、全

取締役の過半数となる最小限の員数につき村田製作所が指名する者を候補者とする取締役選任議案、および、村田製作所が指名する監査役 1 名を候補者とする監査役選任議案を上程するものとする。

②東光は、平成 26 年 3 月開催の定時株主総会において、取締役の任期を 1 年に変更する旨の定款変更議案を上程するものとする。

③本公開買付け成立後、東光は、上記 (d) ③に記載する一定の行為については、事前に村田製作所の承諾を得るものとする。ただし、上記行為を行わないことが、東光の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合にはこの限りではない。

(f) 本公開買付け後の東光株式の追加取得または処分

①村田製作所は、本公開買付け成立後、東光株式を追加取得する場合には、原則として事前に東光に通知するものとする。ただし、本公開買付けの上限 (66.60%) を超える追加取得については事前に東光の承諾を得るものとする。

②村田製作所は、本公開買付け成立後 1 年間は、東光の承諾なく、東光株式につき譲渡その他の処分を行わないものとする。本公開買付け成立後 1 年経過後、東光株式につき譲渡その他の処分 (公開買付けへの応募および入札による売却を除く) を行う際は、事前に東光に通知し、東光からの提案を含めて両社にて協議するものとする。

(g) 上場維持

両社は、合理性が認められない場合を除き、本公開買付け成立後も東光が上場を維持することを確認する。

(h) 雇用体系

両社は、合理性が認められない場合を除き、本公開買付け成立後も東光における本資本業務提携合意書の締結日時点の雇用を継続し、労働条件を維持する。

(i) 商号およびブランドの維持

両社は、本公開買付け成立後も、東光が従来の商号およびブランドを維持することを確認する。ただし、村田製作所が東光製品を販売する場合の当該製品のブランドについてはこの限りではない。

(j) 本資本業務提携合意の終了

①村田製作所または東光は、本決済日までの間、(i)相手方の表明保証した事項が重要な点において真実かつ正確でない場合、(ii)相手方の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反があり 10 営業日以内に当該違反が是正されない場合、(iii)本公開買付けの前提条件が平成 26 年 3 月末日までに充足されない場合または (iv) 相手方において法的倒産手続等が開始された場合等の一定の事由が生じた場合、本資本業務提携合意書を解除することができる。

②村田製作所が、本公開買付けを法定の事由に従い撤回した場合、本資本業務提携合意書は当然に終了する。

③村田製作所または東光は、本決済日以後、(i)相手方の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反があり 10 営業日以内に当該違反が是正されない場合、(ii)本資本業務提携の目的を達成することが不可能または著しく困難になる事由が発生した場合、(iii)相手方について法的倒産手続等が開始された場合、本資本業務提携合意書を解除することができる。

3. 両社の概要

(1) 村田製作所の概要

(1)	名 称	株式会社村田製作所
(2)	所 在 地	京都府長岡京市東神足 1 丁目 10 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村田 恒夫
(4)	事 業 内 容	ファンクショナルセラミックスをベースとした電子デバイスの研究開発・生産・販売
(5)	資 本 金	69,376 百万円 (平成 25 年 2 月 13 日現在)

(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 12 月 23 日	
(7) 大株主および持株比率 (平成 24 年 9 月 30 日 現在) (注 1)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.25%
	ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	5.04%
	日本生命保険相互会社	4.08%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.77%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.50%
	株式会社 京都銀行	2.34%
	明治安田生命保険相互会社	2.33%
	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.95%
	株式会社 滋賀銀行	1.58%
株式会社みずほコーポレート銀行	1.33%	

(8) 村田製作所と東光 との間の関係	資 本 関 係	村田製作所は東光の本転換後発行済株式総数 (自己株式控除後) (114,341,238 株) の 15.88% に相当する 18,157,757 株 (潜在株券等を含む) を所有しております。
	人 的 関 係	村田製作所は東光に対して執行役員として従業員 1 名の出向を行っております。村田製作所の関係者および関係会社と東光の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	村田製作所は東光へセラミックコンデンサを販売しています。
	関連当事者への該当状況	村田製作所は、東光の関連当事者には該当しません。また、村田製作所の関係者および関係会社は、東光の関連当事者には該当しません。

(9) 村田製作所の最近 3 年間の連結経営成績および連結財政状態			
決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連 結 株 主 資 本	800,857	821,144	808,542
連 結 総 資 産	928,790	988,508	1,000,885
1 株 当 たり 連 結 株 主 資 本	3,731.34 円	3,825.80 円	3,830.55 円
連 結 売 上 高	530,819	617,954	584,662
連 結 営 業 利 益	26,730	77,485	44,973
連 結 税 引 前 当 期 純 利 益	34,658	82,062	50,931
連 結 当 期 純 利 益	24,757	53,492	30,807
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	115.35 円	249.23 円	144.35 円
1 株 当 たり 配 当 金	70.00 円	100.00 円	100.00 円

(注 1) 自己株式 14,187,215 株 (6.30%) を保有しております。

(注 2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

(2) 東光の概要

(1) 名 称	東光株式会社
(2) 所 在 地	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷 18 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川津原 茂
(4) 事 業 内 容	コイル応用商品、モジュール商品、固体商品の製造販売

(5) 資 本 金	17,446 百万円 (平成 24 年 12 月 31 日現在)			
(6) 設 立 年 月 日	昭和 30 年 8 月 9 日			
(7) 大株主および持株比率 (平成 24 年 12 月 31 日現在) (注 1)	株式会社村田製作所	9.79%		
	株式会社埼玉りそな銀行	3.81%		
	第一生命保険株式会社	3.31%		
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.00%		
	株式会社みずほコーポレート銀行	2.54%		
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.51%		
	アルプス電気株式会社	1.55%		
	TDK 株式会社	1.36%		
	株式会社みずほ銀行	1.27%		
	双葉電子工業株式会社	1.01%		
(8) 東光と村田製作所 との間の関係	資 本 関 係	村田製作所は東光の本転換後発行済株式総数 (自己株式控除後) (114,341,238 株) の 15.88% に相当する 18,157,757 株 (潜在株券等を含む) を所有しております。		
	人 的 関 係	東光は執行役員として村田製作所から従業員 1 名の出向を受け入れております。東光の関係者および関係会社と村田製作所の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	東光は村田製作所からセラミックコンデンサを購入しています。		
	関連当事者への該当状況	東光は、村田製作所の関連当事者には該当しません。また、東光の関係者および関係会社は、村田製作所の関連当事者には該当しません。		
(9) 東光の最近 3 年間の連結経営成績および連結財政状態				
	決算期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
連 結 純 資 産		16,071	12,480	16,530
連 結 総 資 産		39,298	31,597	36,095
1 株 当 たり 連 結 純 資 産		160.69 円	123.45 円	148.29 円
連 結 売 上 高		27,477	27,277	26,829
連 結 営 業 利 益		442	△248	1,234
連 結 経 常 利 益		30	△503	926
連 結 当 期 純 利 益		△1,719	△2,629	120
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益		△17.88 円	△27.34 円	1.16 円
1 株 当 たり 配 当 金		0.00 円	0.00 円	0.00 円

(注 1) 自己株式 1,357,165 株 (1.26%) を保有しております。

(注 2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

4. 日 程

本資本業務提携合意書締結日	平成 25 年 2 月 13 日
公開買付開始公告日	未定
公開買付届出書提出日	未定

5. 今後の見通し

両社の業績に重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、適時に開示いたします。また、本公開買付けの成立後、東光株式の上場を維持する方針を両社は共通認識としております。

以 上

(参考) 当期連結業績予想および前期連結実績

(1) 村田製作所 (当期業績予想は平成 25 年 1 月 31 日公表分)

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結税引前当期純利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成 25 年 3 月期)	665,000	50,000	50,000	33,000
前期連結実績 (平成 24 年 3 月期)	584,662	44,973	50,931	30,807

(2) 東光 (当期業績予想は平成 25 年 2 月 13 日公表分)

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成 25 年 12 月期)	29,000	1,600	1,400	1,000
前期連結実績 (平成 24 年 12 月期)	26,829	1,234	926	120

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項および同施行令第 30 条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(平成 25 年 2 月 13 日午後 3 時 10 分東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻)から 12 時間を経過するまでは、両社株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、両社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本資本業務提携合意書の締結を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の勧誘を目的として作成されたものではありません。本公開買付けが開始された場合において、売付け等の申込みまたは買付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には両社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、両社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。両社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現を更新したり修正する義務を負うものではありません。

【米国】

本公開買付けが開始された場合において、本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電

話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリースまたは関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券またはその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、村田製作所に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国または地域によっては、このプレスリリースの発表、発行または配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。